

## 審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第31条の23において準用する第9条第4項
処 分 の 概 要	許可証の書換え
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）</p>
審 査 基 準	/
標 準 処 理 期 間	14日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	